

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査） 第二十五条（略） 2（略） 3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業的前提（当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第六号において同じ。）に関する注記に係る事項 二〃四（略） 4・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一〃五（略） 六 事業年度の末日において、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該信用協同組合等の経営に重	（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査） 第二十五条（略） 2（略） 3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業的前提（当該信用協同組合等の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他信用協同組合等が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。）に係る事項 二〃四（略） 4・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一〃五（略） （新設）

要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 2 (略) 第七十条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一 三 (略) 四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	2 (略) 第七十条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一 三 (略) (新設)
---	---

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

改正案	現行
別紙様式第2号（第15条関係） 第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 年 月 日 備付 住所 信用組合名 理事（組合）長 氏名 印 (略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す る継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する 場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前 提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認 められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(22)（略） 2. ～7.（略）	別紙様式第2号（第15条関係） 第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 年 月 日 備付 住所 信用組合名 理事（組合）長 氏名 印 (略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す る継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を拘らせる事象又は状況が存在する場合には、 次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(22)（略） 2. ～7.（略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

改正案	現行
別紙様式第6号（第15条関係） 第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日作成 年 月 日備付 住所 信用協同組合連合会名 理 事 長 氏名 印 (略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す る継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する 場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前 提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認 められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(22)（略） 2. ～7.（略）	別紙様式第6号（第15条関係） 第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日作成 年 月 日備付 住所 信用協同組合連合会名 理 事 長 氏名 印 (略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す る継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を拘かける事象又は状況が存在する場合には、 次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(22)（略） 2. ～7.（略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

改正案	現行
別紙様式第9号（第68条第1項関係） (日本工業規格A4) 業務報告書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで (信用組合名) (所在地) 年 月 日 殿 (信用組合名) (理事(組合)長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 業務報告書 (略) 第 期 年 月 日から 年 月 日まで (略) 第 1 事業概況書 第 期末 年 月 日現在 (信用組合名) (略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 (1) 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す	別紙様式第9号（第68条第1項関係） (日本工業規格A4) 業務報告書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで (信用組合名) (所在地) 年 月 日 殿 (信用組合名) (理事(組合)長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 業務報告書 (略) 第 期 年 月 日から 年 月 日まで (略) 第 1 事業概況書 第 期末 年 月 日現在 (信用組合名) (略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 (1) 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す

る継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であって、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(22) (略) 2. ～7. (略) (以下略)	る継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(22) (略) 2. ～7. (略) (以下略)
--	---

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

改正案	現行
別紙様式第9号の2（第68条第2項関係） （日本工業規格A4） （信用組合名） （所在地） 年 月 日 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （信用組合名） （所在地） 年 月 日 殿 （信用組合名） （理事（組合）長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 <u>連 結 業 務 報 告 書</u> （略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1） <u>継続企業の前提（協金法施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であって、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別	別紙様式第9号の2（第68条第2項関係） （日本工業規格A4） （信用組合名） （所在地） 年 月 日 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （信用組合名） （所在地） 年 月 日 殿 （信用組合名） （理事（組合）長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 <u>連 結 業 務 報 告 書</u> （略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1） <u>継続企業の前提（協金法施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無

(2)～(18) (略) 2.～5. (略)	(以下略)	(2)～(18) (略) 2.～5. (略)	(以下略)
---------------------------	-------	---------------------------	-------

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

改正案	現行
別紙様式第10号（第68条第1項関係） （日本工業規格A4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで （信用協同組合連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （信用協同組合連合会名） （理 事 長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 <u>業 務 報 告 書</u> （略） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで （略） 第 2 貸 借 対 照 表 第 期末 年 月 日現在 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 <u>（1） 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す る継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する</u> 別紙様式第10号（第68条第1項関係） （日本工業規格A4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで （信用協同組合連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （信用協同組合連合会名） （理 事 長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 <u>業 務 報 告 書</u> （略） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで （略） 第 2 貸 借 対 照 表 第 期末 年 月 日現在 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 <u>（1） 継続企業の前提（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第3項第1号に規定す る継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、</u>	

場合であって、当該事象又は状況が解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(22)（略） 2. ～7.（略） （以下略）	次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(22)（略） 2. ～7.（略） （以下略）
--	--

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
別紙様式第10号の2（第68条第2項関係） （日本工業規格A4） 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （信用協同組合連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （信用協同組合連合会名） （理 事 長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 連 結 業 務 報 告 書 （略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 （1） <u>継続企業の前提（協金法施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下 同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状 況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）</u> <u>は、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u>	別紙様式第10号の2（第68条第2項関係） （日本工業規格A4） 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 （信用協同組合連合会名） （所在地） 年 月 日 殿 （信用協同組合連合会名） （理 事 長） 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。 連 結 業 務 報 告 書 （略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 （1） <u>継続企業の前提（協金法施行規則第25条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下 同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無</u>

④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(18) (略) 2. ～ 5. (略) (以下略)	(2)～(18) (略) 2. ～ 5. (略) (以下略)
--	---